

Tilleke & Gibbins

bangkok | hanoi | ho chi minh city | jakarta | phnom penh | vientiane | yangon

カンボジアにおける 模倣品流通実態調査

Tilleke & Gibbins International Ltd.

弁理士 大竹徳成

1. 模倣品とは

- ▶ 「模倣品」= 知的財産権を侵害する製品

- ▶ カンボジアの知的財産権
 - 1) 商標権
 - 2) 著作権
 - 3) 特許権
 - 4) 実用新案権
 - 5) 意匠権

1.1 商標権

権利の種類	商標権
保護対象	可視的な標識であって、ある企業の商品(商品商標)又はサービス(サービスマーク)を識別することができるもの。 品質(団体標章)及び企業の名称(商号)を含む、出所又は共通の特徴を識別することができる可視的な標識も登録され得る。
保護取得方法	1) 国内出願 商標登録出願は、商務省知的財産局に行わなければならない。 商標登録証を取得するためには、出願日から約6月から9月。 2) 国際出願(マドリッド協定議定書に基づく国際出願) 2015年6月5日発効。
取得権利	登録後、商標権者は次の権利を専有する。 1) 登録商標に係る商品を、製造、販売、販売のための申し出、輸入、及び/又は、輸出する権利 2) 商標の価値を高める権利 3) 国境での侵害商品に対して法的手段をとる権利 4) 商品の同一クラスにおいて混同が生じる程に類似する標章の登録を防止する権利 5) 侵害に対して法的手段をとる権利 6) 正当な商標権者の同意なく、他人が登録商標を使用することを禁止する権利
権利有効期間	出願日から10年間(但し、更新可能)。

1.2 著作権

権利の種類	著作権
保護対象	<ol style="list-style-type: none">1) カンボジアの国民又は永住者である著作者の著作物2) 最初にカンボジアにおいて発行された作品、及び、最初に外国において発行されたが、公衆に公開したときから30日以内にカンボジアにおいて発行された著作物3) カンボジアの国民又は永住者によって創作されたオーディオビジュアル著作物4) 国際条約によりカンボジアが保護の義務を負う著作物5) カンボジアで建設された建築物の著作物、及び、カンボジアにある建物又は他の構造物に組み込まれた他の芸術的な著作物6) カンボジアの国民である実演家の実演、又は、カンボジアの国民ではないが、実演がカンボジアで行われ、あるいは実演が保護されるレコード又は放送に取り込まれた実演7) カンボジアの国民によって製作され、又は、最初にカンボジアで固定され、あるいは発行されたレコード8) カンボジアに本社を有する組織の放送、又は、カンボジアにある放送設備から送信される放送
保護取得方法	登録なく自動的に保護される。 ※著作権を文化芸術省に登録することにより、侵害の場合に有効な証拠になり得る。
取得権利	権利者は著作物等を販売、改変、複製、放送、及び翻訳する権利等の、著作物等における人格権及び財産権を専有する。
権利有効期間	人格権は、一身専属性を有し、移転できない。財産権は、著作者の死後50年経過するまでの間継続する。

1.3 特許権

権利の種類	特許権
保護対象	<p>発明者のアイデアであり、かつ、技術分野における特定の課題に新規かつ産業上利用できる解決策を提供する発明。 (物又は方法のいずれかである)特許を受けられる発明は、</p> <ol style="list-style-type: none">1) 新規であり、2) 進歩性を有し、3) 産業上利用できる、かつ、4) 他に禁止されていないもの である。 <p>※医薬品は現在特許から除外されている (カンボジアは、「後発開発途上国」であるため、WTOは2033年まで猶予)</p>
保護取得方法	<ol style="list-style-type: none">1) 国内出願 発明者は、工業・手工芸省に出願しなければならない。2) 国際出願制度 特許協力条約 (PCT): 出願人は最先の出願日から30ヵ月以内に国内段階に移行することができる。
取得権利	<p>製品を製造し、輸入し、販売し、販売のための申出をし、使用し、及び、販売のための製品の所持する専有権。 方法特許は、他人がその方法を使用することを防ぐ専有権が特許権者に与える。</p>
権利有効期間	出願日から20年間。

1.4 実用新案権

権利の種類	実用新案権
保護対象	<p>新規であり、かつ、産業上利用可能な何らかの考案であって、製品若しくは方法であるか又は製品若しくは方法に関することができるもの。</p> <p>※実用新案と特許発明との相違点は、実用新案が「進歩性」が要求されない点である。</p>
保護取得方法	<p>1) 国内出願 考案者は、工業・手工芸省に出願しなければならない。</p> <p>2) 国際出願制度 特許協力条約 (PCT): 出願人は最先の出願日から30ヵ月以内に国内段階に移行することができる。</p>
取得権利	<p>製品を製造し、輸入し、販売し、販売のための申出をし、使用し、及び、販売のための製品の所持する権利を専有する。</p> <p>方法特許は、他人がその方法を使用することを防ぐ専有権が実用新案権者に与える。</p>
権利有効期間	<p>出願日から7年間。更新不可。</p>

1.5 意匠権

権利の種類	意匠権
保護対象	<p>工業製品若しくは手工芸品に特別の外観を与えるものであり、工業製品若しくは手工芸品の模様として使用される、線若しくは色彩の何らかの組合せ、又は何らかの立体形態、又は何らかの素材。</p> <p>登録要件として新規性を要求する。具体的には、意匠は、出願前12カ月以内に開示されていないことが必要である。</p>
保護取得方法	<ol style="list-style-type: none">1) 国内出願 創作者は、工業・手工芸省に出願しなければならない。2) 国際出願制度(ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願) 国際出願が利用可能(2017年2月25日発効)。
取得権利	意匠を組み入れた物品の製造、販売、又は輸入等の意匠の実施する専有権。
権利有効期間	出願日から5年間(但し、5年毎に2回更新可能。存続期間の最大期間は15年。)

2. カンボジアの関連当局

- 1) 国家知的財産権委員会 (NCIPR: The National Committee for Intellectual Property Rights)
 - 知的財産権の保護に関する政府機関(工業・手工芸省工業財産局、商務省知的財産局、文化芸術省著作権局)を調整する
- 2) カンボジア模倣品対策委員会 (CCCC: The Cambodian Counter Counterfeit Committee)
 - 14の省庁及び機関で構成され、知的財産権の行使に関して主導する
- 3) 商務省知的財産局 (DIPR: The Department of Intellectual Property Rights)
- 4) 工業・手工芸省工業財産局 (Department of Industrial Property)
- 5) 文化芸術省著作権部 (Department of Copyright and Related Rights)
- 6) 反経済犯罪警察局 (Anti-Economic Crime Police Department)
- 7) 検察庁 (Public Prosecutor's office)
- 8) カンボジア関税消費局 (関税局) (General Department of Customs and Excise of Cambodia)
- 9) 裁判所

3. 救済方法

権利者自らによる救済

- 侵害停止要求書 (Cease-and-Desist Letter) 送付
- 公示

交渉による解決

1. 行政措置による救済

- 知的財産局(DIPR)による調停(商標権)
- 文化芸術省による調停(著作権)
- 反経済犯罪警察局による模倣品・製造設備の摘発
- カンボジア模倣品対策委員会による模倣品・製造設備の摘発
- 税関による水際措置(商標権／著作権)

2. 訴訟手続による救済

- 民事訴訟
- 刑事訴訟

4. 模倣品の主要販売地域

4.1 電気・電子機器

1. 中央市場(大規模市場、様々な電気・電子機器、衣料品及びアクセサリー)



4. 模倣品の主要販売地域

4.1 電気・電子機器

2. クロンロムセブ市場

(携帯電話、アクセサリ類の模倣品を扱う最大市場)



4. 模倣品の主要販売地域

4.1 電気・電子機器

3. シティモール(大規模ブランド品店舗と小規模店舗)



4. 模倣品の主要販売地域

4.1 電気・電子機器

4. ソリアショッピングセンター(大多数の小規模店舗)



※PlayStation gamesの偽物

4. 模倣品の主要販売地域

4.2 化粧品及び医薬品

5. オリンピック市場(化粧品及び医薬品、衣料品、アクセサリ(時計及び宝飾品))



4. 模倣品の主要販売地域

4.2 化粧品及び医薬品

6. オルセー市場（化粧品及び医薬品、自動車・オートバイの部品、衣料品）



※PlayStation gamesの偽物

4. 模倣品の主要販売地域

4.2 化粧品及び医薬品

7. ボンケンコン市場(化粧品、石鹸、ローション等の日常家庭用品)



4. 模倣品の主要販売地域

4.2 化粧品及び医薬品

8. タパンストリート市場 (中規模の薬局が集中)



4. 模倣品の主要販売地域

4.3 自動車、オートバイ、及びそれらの部品

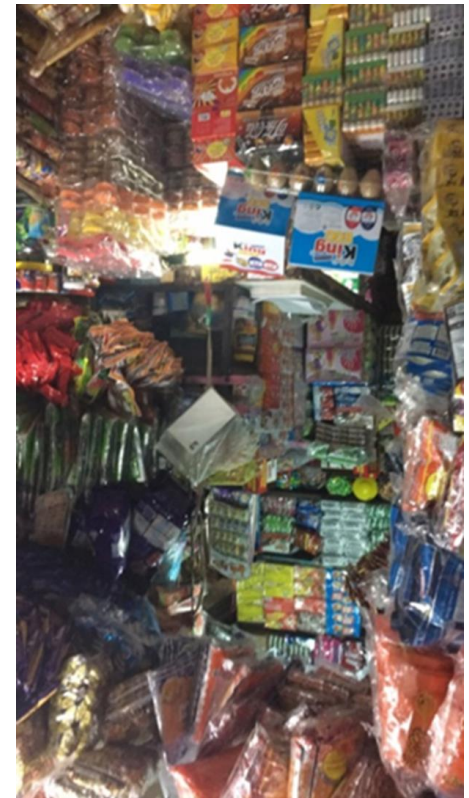
9. プサータッチ市場（自動車、オートバイ、その他重機の部品）



4. 模倣品の主要販売地域

4.4 食料品及び飲料

10. オルセー市場(食料品及び飲料)



4. 模倣品の主要販売地域

4.5 衣料品、靴、カバン、及び、レジャー用品/スポーツ用品

11. ロシアン市場 (衣料品、靴、鞆、レジャー用品/スポーツ用品)



有名ブランドのロゴを有する販売用の模倣品と正規品が混在する様子

5. 模倣品の流通実態

5.1 模倣品の製造及び組立

- 模倣品の主な製造地は、カンボジア以外であると考えられている
 - ※2008年-2013年に全世界で差押えられた模倣品の約75%が中国産(国連薬物・犯罪事務所調べ)
- 電気・電子製品
 - 電気・電子製品の大多数の模倣品は、中国で製造され、香港を介して、海から直接、又は迂回して陸路で輸送される
 - 主な密輸ルートは、陸路でラオス及びベトナムを通過するものである
 - CD及びDVDの模倣品は、国内で製造されている

5. 模倣品の流通実態

5.1 模倣品の製造及び組立

□ 衣料品及びアクセサリー類

- 衣料品及びアクセサリー類の模倣品は通常、中国で製造されるが、カンボジアの工場内で製造されることもある。
- ブランド品のラベルを余分に製造し、製品に用いる場合もある

□ 食料品

- 食料品の模倣品の製造の多くは、ベトナム、タイ、ラオスで行われる

5. 模倣品の流通実態

5.1 模倣品の製造及び組立

□ 化粧品

- 化粧品の模倣品は、中国、ベトナム、インドネシアで製造される
- 化粧品の並行輸入品は、カンボジアのいたる場所で見られ、東南アジアからのものである
- 最近、模倣品の製造がカンボジア国内で行われた2件が摘発された

□ 医薬品

- 医薬品の模倣品の多くは、中国とインドで製造される
- 化粧品と同様、最近の摘発で、製造場所がカンボジアにシフトしている可能性があることが判明

□ 自動車

- 自動車部品の模倣品の多くは、中国、タイで製造される

5. 模倣品の流通実態

5.1 模倣品の製造及び組立

医薬品の模倣品製造用の基礎有効成分材料が保管された工場



5. 模倣品の流通実態

5.2 模倣品の販売及び流通

カンボジアに到達し、または通過する模倣品の流れ



5. 模倣品の流通実態

5.2 模倣品の販売及び流通

□ 電気・電子機器

- 電気・電子機器の模倣品のほとんどは、中国で製造され、ラオス及びベトナムを介した陸路で、又は、シアヌークビル港から入る海路で、カンボジアに入る途中で発見される
- タイ及びベトナムも、模倣品の供給源であり、陸上国境を越えてカンボジアに到達する

□ 衣料品及びアクセサリー類

- カンボジアには衣服の大規模製造業者はないものの、模倣品をカンボジアで製造し、国内市場に流通させている
- 衣料品及びアクセサリー類をベトナムから輸入し、衣料品の模倣品をタイに輸出している
- 国境の街であるポイペト(Poipet)で、模倣品の輸入・輸出を、2016年及び2017年に厳しく取締りを行った結果、タイ側の国境でカンボジアの露店商人による暴動が起きた。

5. 模倣品の流通実態

5.2 模倣品の販売及び流通

ポイペト及びその対岸のタイのサケーオ県ロングルアで起きた暴動の様子



5. 模倣品の流通実態

5.2 模倣品の販売及び流通

- 食料品
 - 報道によると、食料品に関する模倣品はベトナム産である
- 化粧品及び医薬品
 - 化粧品の並行輸入品は、東南アジアの他国から陸路及び海路でもたらされる
 - 一部の化粧品の模倣品の製造がカンボジア国内で行われている可能性がある
 - カンボジアに入る医薬品の模倣品の主要な供給国は、中国である。
 - 2010年5月現在、カンボジアで取引される違法な医薬品は約65%にのぼる（米国薬局方調べ）

5. 模倣品の流通実態

5.2 模倣品の販売及び流通

2014年、医薬品の模倣品を検査する当局職員



□ 自動車

- 模倣品の多くは中国又はタイで製造され、タイからは陸上国境、中国からは、シアヌーク港にコンテナで輸送され、国内に拡散する

5. 模倣品の流通実態

5.3 インターネット上における模倣品の消費

- カンボジアでは、電子商取引は消費者に浸透していない
 - 低いインターネット普及率、低いクレジットカードの利用率、オンライン決済の問題、未発達な物流環境等
 - タイ 及びベトナム も、模倣品の供給源であり、陸上国境を越えてカンボジアに到達する
- カンボジアの電子商取引のplatformは“Facebook”
 - インターネットにアクセスした人の34%は電子商取引のためであり、その99%がFacebookであった

6. カンボジアにおける模倣品対策

6.1 カンボジア政府の対策

- ▶ 法整備
 - 標章、商号及び不正競争に関する法律
 - 特許、実用新案証及び意匠に関する法律
 - 著作権及び関連する権利に関する法律
 - 植物育成者の権利及び植物品種の保護に関する法律
 - 地理的表示に関する法律
 - 国際出願(マドリッド協定議定書に基づく国際出願、特許協力条約、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際出願)
- ▶ 知的財産権行使に関する当局の実績
 - カンボジア模倣品対策委員会
 - 商務省知的財産局

6. カンボジアにおける模倣品対策

6.1 カンボジア政府の対策

押収した化粧品を検査するカンボジア模倣品対策委員会委員長



6. カンボジアにおける模倣品対策

6.2 問題点

- 特許権：現在、医薬品は特許対象から外されている
- 著作権：外国の著作権の権利者はほとんど保護を受けられない
- 税関に事前登録制度が整備されていない
- 並行輸入が認められていない(商標法第11条(c))
 - 対策：商標権者との間で販売契約を有する者は知的財産局に登録
- 当局職員が十分に法を理解していない場合がある
 - 複数の関係機関との連携が困難な場合がある
- 当局職員が真正品と模倣品とを区別する知識が十分ではない

6. カンボジアにおける模倣品対策

6.3 提案

1. カンボジアでの権利取得
2. 模倣品を発見した場合、早期対応
 - 調査
 - 停止要求書 (Cease-and-Desist Letter)の送付
 - カンボジアでは非常に効果があり、事件解決を図れる
3. 政府機関との連携
 - 表敬訪問
 - 真正品と模倣品との識別に関する知識の提供 (真贋判定セミナー) (効果)
 - 政府機関との情報共有 (ex.模倣品の情報源)
 - 当局職員が模倣品を発見した場合、当局職員が連絡できる窓口を知ることができる

6. カンボジアにおける模倣品対策

6.3 提案

Tilleke & Gibbins による税関研修で研修を受ける政府職員



Tilleke & Gibbins 税関研修
(2016年開催)で展示された
模倣品及び真正品



Contact Information

- Name 大竹徳成
- Telephone +66-2056-5555
- E-mail tokunari.o@tilleke.com
- www.tilleke.com